

日ク発第497号
令和6年7月8日

一般社団法人全国クレーン建設業協会 殿

一般社団法人 日本クレーン協会
専務理事 毛利 正



令和6年度「クレーンの日」の実施要綱及びポスターの送付について

平素は、当協会の事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当協会では、毎年「クレーンの日」の行事の一環といたしまして、全国クレーン安全大会及び安全競技大会等の諸行事の実施並びに実施要綱及びポスターの配布等を通じ、クレーン等による労働災害の防止のための広報活動を行っております。本年度につきましても例年のおり実施要綱及びポスターを作成し、クレーン等関係者へ配布することにより労働災害防止への意識の高揚を図ることといたしました。

つきましては、本実施要綱及びポスターを各1部送付しますので、ポスターを掲示して広報いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

令和6年度「クレーンの日」実施要綱

趣 旨

「クレーンの日」は、昭和55年に設定されて以来、本年で第45回目になります。

第1回目にあたる昭和55年におけるクレーン等による労働災害は、死傷者数は6,011人、死亡者数は184人で、以降は長期的には減少傾向にあります。

令和5年のクレーン等による死傷者数は1,722人で前年と比べ128人(8.0%)の増加となり、死傷者数はコロナ禍前の平成27年と同程度まで増加したことから、気持ちを引き締めて一層の災害防止対策の強化が望めます。

令和5年、厚生労働省より第14次労働災害防止計画が公表され、死亡災害については、「2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる」、死傷災害については、「増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少させる」との目標が掲げられており、当協会に対しても労働災害防止対策の推進に特段の協力が要請されているところです。

クレーン等による労働災害・事故防止を図るためには、事業者はクレーン等の性能検査を受検し、定期自主検査及び点検・整備を確実に実施し、機能・構造等の要件を常に良好な状態に保持するとともに、日本クレーン協会規格等を活用して適正な作業標準を作成することが重要です。

さらに事業者は、その責任のもと作業員に対してクレーン等の安全作業を行うための作業標準(マニュアル)を徹底するなど、安全確保を図ることが求められており、また作業員自身もクレーン等の運転及び玉掛け作業について、定められた作業標準に基づきクレーン等安全作業を行うことが必要です。特に災害の多い玉掛け・玉外しの作業においては、つり荷の荷姿を確認するとともに、作業員相互の立ち位置を確認するなど、指さし呼称等により安全な状態であることを確認した後、クレーン等作業を安全に確実に進めることが重要です。このようなことから、令和6年度「クレーンの日」のスローガンを

クレーンで吊るのは荷と責任 重みを感じて安全作業

として展開します。



また、クレーン等作業に係る各種技能講習及び特別教育に加えて、有資格者に対して法令改正、技術の進展等に伴う新たな知識の習得、技能を高めるための各種安全衛生教育を実施するなど、労働災害・事故防止のための教育を推進し、職場全体の安全衛生水準の向上を図ることにより、慣れと過信を取り除き、クレーン災害のない職場をつくりましょう。

主唱者：一般社団法人日本クレーン協会／後援：厚生労働省／実施者：クレーン等関係者

主唱者の実施事項

- 1 クレーン等の安全ポスター用写真及びスローガンの募集を行う。
- 2 「クレーンの日」のポスターを作成し、関係者に配布する。
- 3 協会機関誌及びホームページ等によるクレーン等の安全作業について広報を行う。
- 4 クレーン等の安全作業に関するクレーン安全大会や安全競技大会を開催する。
- 5 優良クレーン関係業務従事者等の表彰、優良事業場の見学会等を行う。
- 6 関係事業場の実施事項について、援助、協力を行う。
- 7 その他「クレーンの日」にふさわしい行事等を行う。

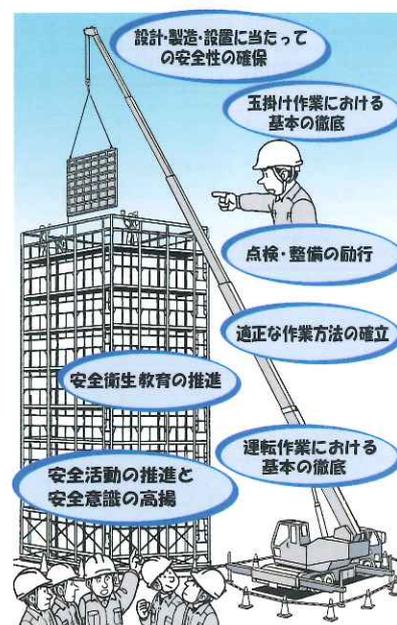
クレーン等関係者の実施事項

以下の事項について、クレーン等作業の総点検を行う。

1 設計、製造、設置に当たっての安全性の確保

厚生労働省が公表した「機械の包括的な安全基準に関する指針」、「機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」等に基づき、クレーン等に関するリスクアセスメントを実施し、安全なクレーンの設計・製造を徹底するとともに、残留リスクマップ、残留リスク一覧等の記載による残留リスク情報の提供を行い、安全な使用を促進する。

特に、近年増加傾向にある台風等による強風、暴風に対して、クレーン等が逸走、転倒等を生じさせないように、設置時に種々の予防方策を準備しておく。



2 適正な作業方法の確立

災害事例、ヒヤリ・ハット事例及びリスクアセスメント結果等の情報をもとに必要安全上の留意事項を盛り込んだ作業標準等の作成、整備・見直しを図る。

3 点検・整備の励行

性能検査の受検、定期自主検査及び作業開始前点検を確実に実施し、異常箇所の補修等を徹底するとともに、機能要件及び構造要件の保持を図る。

天井クレーン及び移動式クレーン（積載形トラッククレーンを含む。）については、定期自主検査者安全教育を受講した者が確実に定期自主検査を実施し、記録を保存するとともに、年次の定期自主検査については実施したことを示すステッカーを貼付する。

地震発生後のクレーン等の点検については、一見異常がないようであっても十分に点検を行う必要がある。また、地震発生後の点検については点検項目の検討、チェックリストの作成等について予め整備をしておく。

4 運転作業における基本の徹底

- ① 運転作業標準等の作成・整備を行う。
- ② 作業方法等を定め、関係者に周知する。
- ③ 強風等により危険が予想されるときは、作業を中止する。
- ④ 感電のおそれがある場所では、必要な安全措置を行う。
- ⑤ 点検を行うときは、動力電源を切り「点検中」、「通電禁止」等の表示をする。
- ⑥ 運転は有資格者が行う。
- ⑦ 移動式クレーンは水平堅固な地盤の上でアウトリガーを最大に張り出し、転倒するおそれのない状態で設置する。
- ⑧ 過負荷防止装置、過負荷制限装置等安全装置が有効に機能していることを確認する。
- ⑨ 作業指示を明確にする。
- ⑩ つり荷の下に作業者を立ち入らせない。
- ⑪ 上部旋回体に接触するおそれのある箇所は立ち入り禁止とする。
- ⑫ 衝撃・荷振れ運転及び斜めづりはしない。
- ⑬ つり上げ、走行、旋回等の区切りごとに安全確認を行う。

5 玉掛け作業における基本の徹底

- ① 玉掛け作業標準等の作成・整備を行う。
- ② 作業内容・役割分担を明確にし、玉掛け作業責任者の指示のもとに行う。
- ③ 玉掛け作業は有資格者が行う。
- ④ 玉掛け用具の点検・整備を確実に実施する。
- ⑤ つり荷の質量目測は正確に行う。
- ⑥ 玉掛け用具の適正な選定・使用を行う。
- ⑦ 玉掛け作業は、足元を安全にし、退避場所を確保して行う。
- ⑧ つり荷の角張ったところには必ず当てものをする。
- ⑨ 地切り後一旦停止し、玉掛け用ワイヤロープ等の張り及びつり荷の安定等を確認する。
- ⑩ 合図は、周囲の安全状況等を確認し、明瞭に行う。
- ⑪ 高所作業では、要求性能墜落制止用器具の使用等墜落の防止措置を行う。

6 安全衛生教育の推進

教育担当者の養成と資質の向上を図り、クレーン・デリック運転士及び移動式クレーン運転士並びに玉掛け業務従事者に対して、視聴覚教材の使用、討議方式等を取り入れた効果的な安全衛生教育を実施する。

7 安全活動の推進と安全意識の高揚

作業ごとにリスクアセスメントの実施、安全パトロール、危険予知活動、安全改善提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動を推進するとともに、表彰制度、ポスター等により労働災害防止についての安全意識の高揚を図る。



クレーンで吊るるのは

荷と

責任

重みを感じて

安全作業

令和6年
クレーンの日
9月30日

主催 一般社団法人日本クレーン協会
後援 厚生労働省

第44回全国クレーン安全大会のお知らせ

第44回全国クレーン安全大会を岡山市において次のとおり開催しますので、皆様のご参加をお願いいたします。

■開催場所 岡山シンフォニーホール
大ホール

参加費
無料

○総合集会

令和6年11月7日(木) 13時30分～17時00分(予定)

○クレーン等の製造者・使用者の集い

令和6年11月8日(金) 9時50分～12時30分(予定)